

本会職員による個人情報の誤送付について

1 事案

医療関係の個人情報が記載された書類1枚（2名分）を郵送する際に、本会職員が封入作業を誤り、本来の送付先である医療機関以外に誤送付したものです。

2 事案の覚知年月日

令和5年1月6日

3 覚知の契機

誤送付先の医療機関より連絡があり判明しました。

4 発生原因

本会職員が当該書類封入の際に送付先の確認を怠ったことによるものです。

5 対応

誤送付先の医療機関から当該書類を直ちに回収のうえ、本来の送付先である医療機関に手渡しし、経緯等の説明をしました。

6 再発防止のための措置

本会職員に対し、今回の事象の経過・発生原因を説明するとともに、注意喚起を行い、再発防止の徹底を行いました。また、作業方法・手順の点検を行い、相互けん制が働く確認チェック体制の強化を図りました。

問合せ先

岐阜県国民健康保険団体連合会

総務課

058-214-2965